

高額療養費の自動振込について（お知らせ）

令和4年5月発送分（2月受診分）から高額療養費の自動振込が始まり、登録された口座に自動で高額療養費が振り込まれるようになりました。

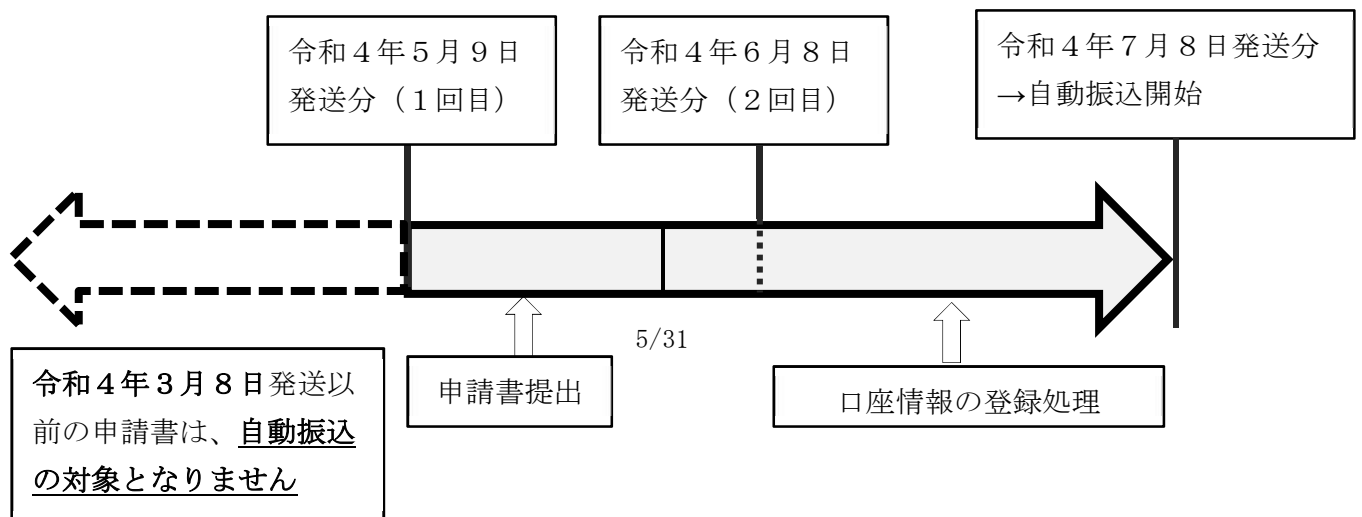
※自動で振り込まれる口座の登録が完了し、自動振込の対象となるまでは、この「国民健康保険高額療養費支給申請書」が送付されますので、必ず提出をお願いします。

■自動振込の流れについて

○令和4年3月8日以降に発送された申請書を提出した方

→提出された月の翌々月発送分から自動振込の対象となります。令和4年3月8日発送以降一回目の申請書にご記入いただいた口座に自動振込されます。ただし、2回目以降に別の口座を指定した場合は、この限りではありません。

【初めての申請を5月中に申請された場合の例】



※上記の条件を満たしていても、自動振込の対象とならない場合があります。（自動振込の対象外の方や初めて高額療養費の該当となった方につきましては、引続き申請書を送付いたします。）

～ 自動振込の「よくある質問と回答」 ～

問 『支給日（振込日）はいつになりますか？』

答 診療月のおおむね3か月後の月末に振込となります。振込される一週間ほど前に支給決定通知書が送付されますので、金額をご確認ください。

例：3月診療分についてはおおむね6月末に振り込まれます。

問 『振込先の口座を変更することはできますか？』

答 お電話でお問い合わせをいただき、こちらから必要書類を住民登録地に送付します。ご記入いただき、国保年金課給付班までご提出ください。

お問い合わせ先 相模原市国民健康保険コールセンター 電話:042-707-8111

